

日本気象学会第15期役員選挙告示

現在の役員は、昭和43年5月で2年の任期が満了となりますので、定款に従い次の要項で次期役員選挙を行います。

なお、今回より選挙の方法が次のように変わりましたのでご注意ください。(「天気」Vol. 14, No. 9 および Vol. 14, No. 12 の臨時総会関係記事参照)

- (1) 地方理事はなくなりました。
- (2) 理事定数は、各地区別に別表のようにきめられています。
- (3) 全国の有権者は、投票によって、各地区ごとの立候補者または通常会員のなかから理事を選挙します。たとえば、北海道地区の有権者は、北海道地区の理事のみならず、他の各地区の理事をも選挙します。
- (4) 監事の選出方法は従来どおりです。

1. 選出する役員

理事 26名
監事 2名

2. 立候補および候補者推薦の届出

イ. 候補者の資格

昭和43年4月1日現在の通常会員

ロ. 届出方法

自ら立候補する者は、候補者住所氏名、生年月日、所属機関、略歴(200字以内)、種類別(理事、監事の別)を記入捺印の上、また候補者を推薦する者は、上記各項を明記した推薦状に候補者の承認書を添え、期限内に選挙管理委員会に到着するよう届出ること、郵送するときは、封筒の表に「立候補届」または「候補者推薦届」と朱書すること。

ハ. 届出締切

昭和43年4月15日までに選挙管理委員会に必着のこと。

ニ. 宛名

東京都千代田区大手町1の7 気象庁海上気象課
気付 気象学会選挙管理委員会

ホ. 候補者の資格審査

選挙管理委員会は前項に従って届出された立候補者および推薦候補者の資格審査を昭和43年4月20日に行ないます。

3. 投票

イ. 有権者資格

昭和43年4月1日現在の通常会員

ロ. 候補者名簿および投票用紙

昭和43年5月上旬にこれらを送付しますから5月15日までに到着しないときには、直ちに選挙管理委員会に申し出てください。

ハ. 投票期日

昭和43年5月29日までに選挙管理委員会に到着のこと。

ニ. 投票方法

理事、監事別に連記無記名文書投票(方法の詳細は投票用紙と共に送ります)。

4. 開票および結果の告示

イ. 開票期日 昭和43年5月30日

開票は気象庁内で行ないます。会員はこの開票に立合うことができます。

ロ. 開票結果の告示

開票結果は当日発表し、かつ、天気6月号に公示します。

昭和43年2月1日

日本気象学会選挙管理委員会

東京都千代田区大手町気象庁海上気象課内
(委員長)河村四朗
(委員)中野旭、嘉納宗靖、榎根勇、清水正義、保科正男

「付記」

定款第14条(拔萃)

理事および監事は、次に定めるところに従い、通常会員のうちから通常会員の無記名投票によって選挙する。

1. 理事は、細則に定める地区毎の定数を全国の通常会員が選挙する。
4. 監事は、通常会員の互選で定める。

細則第7条

1. 各地区の理事の定数は、各地区の会員数に応じ、次のとおりとする。ただし関東地区については、この法人の事務の円滑な運営をはかるための定数を次のとおり加算する。
北海道地区(北海道)……………2名
東北地区(宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、福島県)……………2名
関東地区(東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、埼玉県、群馬県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県)……………10名 加算分5名
関西地区(大阪府、京都府、滋賀県、和歌山県、奈良県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県)……………4名
九州地区(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)……………3名
2. 監事は通常会員の中から2名互選される。
3. 通常会員は、理事および監事に立候補することができる。
4. 他の通常会員によって書面により理事および監事に推薦され、かつそれを承認した通常会員は推薦候補となることができる。
5. 理事および監事は、立候補者および推薦候補者以外の通常会員からも選挙される。
6. 理事および監事の選挙は、それぞれ種別別に連記する無記名文書投票とする。

注 通常会員とは、A会員(会費年額1,800円を納め、天気または集誌の配布を受けるもの)、B会員(会費年額3,360円を納め、天気および集誌の配布を受けるもの)を総称したものである。